

平成 19 年から住民税が変わります

三位一体改革の一環として、平成 18 年度税制改正により、国の所得税から地方の住民税（市・県民税）へ 3 兆円の税源移譲が行われます。

このことに伴い、平成 19 年度分から市民の皆さんに納めていただいている住民税（市・県民税）が大きく変わります。

Q. どのように変わるのですか？

A. 住民税所得割の税率が 10% に統一されます。

住民税所得割の税率は、課税所得金額に応じて 5%、10%、13% であったものが、一律 10% になります。

なお、所得税の税率は、10%・20%・30%・37% の 4 段階であったものが、5%・10%・20%・23%・33%・40% の 6 段階になります。

税源移譲により住民税が増えても、所得税が減るため、「住民税 + 所得税」の税負担の総額は変わりません。

年末調整・申告に当たってのお願い

市民の皆さんが、勤務先で年末調整や確定申告をしていただく場合には、以下のことにご注意ください。

配偶者控除や扶養控除の適用を受ける場合、被扶養者のかたの所得金額が 38 万円以下であるかどうかを確認してください。所得金額が 38 万円を超えた場合、これらの控除の適用が受けられなくなります。（例：給与収入で 103 万円以下、65 歳未満の年金受給者のかたの年金収入で 108 万円以下、65 歳以上の年金受給者のかたの年金収入で 158 万円以下）

扶養控除などの適用を受ける場合、同じ親族のかたを複数の申告者のかたが扶養親族として扶養控除の適用を受けることはできませんので、重複して申告などをしないようお願いします。（例：一人のお子様をご両親お二人で扶養控除の適用を受ける場合など）

損害保険料控除が、平成 20 年度から地震保険料控除に改められますが、平成 18 年 12 月 31 日までに契約した長期損害保険契約については、従来通り損害保険料控除と同様の適用が受けられます。

なお、来年度の税制改正の内容、申告受付日程などについては、今後発行の「広報ふかや」でお知らせします

問い合わせ 市民税課（ 574 6637 ） 岡部税務課（ 585 2215 ） 川本税務課（ 583 - 2782 ） 花園税務課（ 584 - 1124 ）へ

入湯税制定のお知らせ

9 月議会で市税条例の一部改正が行われ、入湯税が制定されました。

入湯税の税率 入湯客 1 人 1 日につき、150 円

納税義務者 市内の鉱泉浴場（温泉法にいう温泉を利用する浴場）に入湯する入湯客

課税免除 次に該当するかたには入湯税を課しません

・ 12 歳未満のかた

・ 共同浴場または一般公衆浴場（いわゆる銭湯）に入湯するかた

・ 日帰り客の利用に供される施設において、入湯料金が 1,000 円以下で入湯するかた

施行期日 平成 19 年 1 月 1 日

入湯税とは

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設その他消防活動に必要な施設の整備ならびに、観光の振興に要する費用にあてるために設けられた目的税で、特別徴収義務者として、鉱泉浴場経営者が徴収し、市に納付する税です。

深谷市のまちづくりについて考えてみませんか？

「まちづくり市民会議」のメンバーを募集します

市では、市民の皆さんのご意見などを生かしながら、新しいまちづくりの基本となる深谷市総合振興計画の策定を進めるため、「まちづくり市民会議」を設け、その委員を募集します。

募集人員 15 人程度

任期 平成 18 年 12 月～平成 19 年 3 月

応募資格 市内に在住・在勤・在学しているかた
会議の開催 任期中に 5 回程度の会議を予定

会議開催日は平日の夜間、土・日曜日の昼間を基本とし、委員の皆さんで決定していきます

応募方法 住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業（学生のかたは学校名）と、まちづくりに関するご意見（800 字程度）を書いて、郵送、ファックス、メールまたは直接お申し込みください

応募期限 11 月 20 日 まで（必着）

選考方法 応募のご意見をもとに、年齢、性別、居住地域を考慮して審査を行います

問い合わせと申し込み 企画財政課（ 574 - 6632 ・ ☎574 - 6665 ・ ✉plankika@city.fukaya.saitama.jp ）



深谷市長
新井 家光

1 万人市民意識調査にご回答をいただいた多くの市民の皆さま、ご協力ありがとうございました。

まちづくり市民会議の役割
深谷市におけるこれからのまちづくりについて、公募による委員の皆さんで話し合っていたいただき、提案としてまとめます。



総合振興計画に関するホームページを開設しました
総合振興計画の策定に関する情報を、随時、掲載していきます。
深谷市のホームページ
（☎ <http://www.city.fukaya.saitama.jp>）もしくは、左記のアドレスよりご覧ください。
☎ <http://www.fukaya-city-plan.com>

保育園・公立学童保育室の入園・入室のご案内

平成19年度保育園入園、公立学童保育室入室申し込みの受け付けを行います。

保育園入園申請について

入園資格 保護者が次のいずれかに該当する家庭の乳幼児
 昼間、家庭外で仕事をしている場合
 昼間、家庭内で家事以外の仕事をしている場合
 妊娠中または出産後間もない場合（期間が限定されます）
 病気やけがの場合または身体的・精神的に障害のある場合

長期にわたる病気、または身体・知的・精神に障害のある同居の親族を常時介護している場合
 家庭の災害復旧の間
 申し込み 12月1日～28日
 （土・日曜日、祝日は除く）午前8時30分～午後5時15分（毎週木曜日は本庁舎のみ午後7時15分まで延長）に、児童課、各総合支所福祉健康課へ申込書を提出してください。保育に欠けることの証明書なども提出していただきます
 申込時に、窓口で入園希望児

| 公立保育園 | | | |
|----------|------|--------------------------|------|
| 保育園名 | 募集人数 | 保育園名 | 募集人数 |
| 桜ヶ丘保育園 | 19 | みらい幼児園おかべ | 28 |
| 藤沢保育園 | 12 | つばさ保育園 | 45 |
| 明戸保育園 | 10 | 田中保育所 (2歳児以上が対象) | 53 |
| 八基保育園 | 27 | 長在家保育所 (2歳児以上が対象) | 46 |
| 豊里保育園 | 18 | 川本南保育所 | 63 |
| 私立保育園 | | | |
| 保育園名 | 募集人数 | 保育園名 | 募集人数 |
| 深谷保育園 | 9 | 仙元山保育園 | 15 |
| 櫻の実保育園 | 30 | 桃園保育園 | 13 |
| 稲荷町保育園 | 20 | 東つばき保育園 | 6 |
| 東光保育園 | 25 | 桃園第二保育園 | 8 |
| さくら保育園 | 11 | 栃の木保育園 | 3 |
| すみれ保育園 | 10 | のぞみ保育園 | 58 |
| さくらんぼ保育園 | 15 | エンゼル保育園 | 11 |
| あけぼの保育園 | 20 | あゆみ幼児園 | 7 |
| 光保育園 | 20 | ふきのとう保育園 | 3 |
| 第二さくら保育園 | 20 | 川本のこキッズ保育園 (1歳児以上が対象) | 14 |
| 深谷西保育園 | 9 | 花園保育園 | 10 |
| つばき保育園 | 5 | 花園第二保育園 | 12 |

童の様子などをお聞きしますので、可能な限りお子さんの同伴をお願いします
 入園決定は申し込み順ではありません
 既に申し込み済みで、入園待ちとなっている児童についても、新たに入園申し込みが必要となります
 各保育園の保育方針、保育内容については児童課、各総合支所または各保育園にチラシを用意してありますのでご覧ください
 問い合わせ 児童課（5746646）、岡部福祉健康課（5852214）、川本福祉健康課（5832532）、花園福祉健康課（5841123）へ
 このほかにも、主に3歳未満の乳幼児を対象とした私立の家庭保育室が、市内に4か所あります。問い合わせや申し込みについては、各家庭保育室に直接お問い合わせください。
 ひばり乳児保育園（5712803）、ペビーハウスあけぼの（5710784）、あおぞら家庭保育室（572572）

2988）、たんぼ保育室（5835202）

学童保育室入室申請について

入室資格 保護者が、次のいずれかに該当する家庭で、小学1年生から3年生、およびその他健全育成上、保育を必要とする児童
 昼間、家庭外で仕事をしている場合
 昼間、家庭内で家事以外の仕事をしている場合
 妊娠中または出産後間もない場合（期間が限定されます）
 病気やけがの場合または身体的・知的・精神的に障害のある場合
 長期にわたる病気または身体・知的・精神に障害のある同居の親族を常時介護している場合
 家庭の災害復旧の場合
 申し込み 12月1日～28日
 （土・日曜日、祝日は除く）午前8時30分～午後5時15分（毎週木曜日は本庁舎のみ午後7時15分まで延長）に、児童課、各総合支所福祉健康

高齢者向けの新規事業について

市では、次の3事業を新たに実施しています。

- 高齢者火災警報器設置事業
- 高齢者宅家具転倒防止促進事業
- ねたきり高齢者等移動支援事業



課へ申込書を提出してください。保育に欠けることの証明書なども提出していただきます
 入室決定は申し込み順ではありません
 りません
 問い合わせ 児童課（5746646）、岡部福祉健康課（5852214）、川本福祉健康課（5832532）、花園福祉健康課（5841123）へ
 なお、私立の学童保育室の申し込みについては、直接各学童保育室へお問い合わせください

【高齢者火災警報器設置事業】
 内容 市で依頼した業者がご自宅を訪問し、火災警報器（2台まで）を設置します
 対象者 市内に住所を有する65歳以上の一人暮らしのかた
 設置者負担金 市民税課税のかた 1台当たり735円
 市民税非課税のかた 無料

【高齢者宅家具転倒防止促進事業】
 内容 市で依頼した業者がご自宅を訪問し、家具（3台まで）を転倒防止金具で固定します
 対象者 市内に住所を有する65歳以上の一人暮らしのかた
 設置者負担金 市民税課税のかた 1,500円
 市民税非課税のかた 無料
 【ねたきり高齢者等移動支援事業】
 内容 在宅で寝たきりの高齢者等、通常の車両での移動が困難なかたが寝台（ストレッチャー）車両による移動サービスを利用して外出することを支援します
 対象者 市内に住所を有し、在宅で介護保険の要介護認定で要介護4および要介護5に認定されているかた

| 公立学童保育室 | | | |
|------------------------------------|---|----------|------|
| 名称 | 募集人数 | 名称 | 募集人数 |
| 深谷学童保育室 | 10 | 八基学童保育室 | 21 |
| 桜ヶ丘学童保育室 | 10 | 豊里学童保育室 | 10 |
| 幡羅学童保育室 | 21 | 岡部学童保育室 | 27 |
| 常盤学童保育室 | 38 | 榛沢学童保育室 | 39 |
| 明戸学童保育室 | 14 | 本郷学童保育室 | 22 |
| 大寄学童保育室 | 16 | 岡部西学童保育室 | 38 |
| 私立学童保育室 | | | |
| 名称 | 入室説明会日時 | | |
| さくらんぼ学童クラブ 榎引 211 573-5386 | 平成19年1月20日 午後1時 | | |
| たけのこ学童保育室 上野台 129-3 573-6859 | お問い合わせください | | |
| 上柴東学童クラブ 上柴町東 2-33-6 571-3894 | 平成19年2月3日 午前10時 | | |
| 上柴西学童クラブ 上柴町東 1-19-2 573-6865 | 平成18年12月17日 午後1時30分 | | |
| わかばクラブ 人見 809-2 573-8794 | お問い合わせください | | |
| 深谷西クラブ 栄町 15-18 574-0323 | お問い合わせください | | |
| プリズムクラブ 上柴町西 5-3-7 572-7170 | お問い合わせください | | |
| 川本北学童クラブ 菅沼 147 583-2076 | 平成19年1月14日 午前10時 | | |
| 川本南学童クラブ 本田 4447-2 583-5666 | 平成19年1月14日 午前10時 | | |
| 花園学童クラブ（花組） 小前田 1463-1 584-6790 | お問い合わせください | | |
| 花園学童クラブ（月組） 小前田 1994 584-3212 | お問い合わせください | | |
| ポプラ学童クラブ 大谷 2162-2 573-6313 | お問い合わせください 対象=養護学校在籍児童・生徒 特殊学級在籍児童・生徒 | | |
| ハート・ポポロ児童クラブ 田谷 308 571-0844 | お問い合わせください 対象=養護学校在籍児童・生徒 特殊学級在籍児童・生徒 | | |

利用サービス 市の指定する福祉タクシー事業者の行う移動サービス
 利用可能回数 年間24回（1か月当たり2回）を限度とし、毎年4月に更新
 利用者負担金 介護保険の保険料の段階が第1段階から第3段階のかた 1回当たりの運賃が5,000円以内の場合 は無料。これを超えた場合は、その超えた金額が利用者負担となります。以外のかた 1回当たりの運賃が5,000円以内の場合、その金額の1割が利用者負担となります。また、1回当たりの運賃が5,000円を超えた場合、その超えた金額が1割負担の金額に加算されます
 問い合わせと申し込み 長寿福祉課（5746645）、岡部福祉健康課（5852214）、川本福祉健康課（5832532）、花園福祉健康課（5841123）へ

第1回 新深谷市誕生記念 ふかやシティハーフマラソン —参加者募集!—



大会ロゴマーク

期日 平成19年3月4日 開催《雨天決行》

会場 仙元山公園陸上競技場ほか市内周回コース

| 種目 | |
|--------------------|--|
| ハーフ (21.0975km) | 日本陸連登録者男・女の部 一般男子の部(高校生以上39歳以下) 一般女子の部(高校生以上) 壮年男子の部(40歳以上) |
| 10km | 一般男子の部(高校生以上39歳以下) 一般女子の部(高校生以上) 壮年男子の部(40歳以上) |
| 5km | 中学生男・女の部 |
| 3km | 小学生4年生~6年生男・女の部 |
| 2km | 親子の部(小学1年生~3年生と大人) |
| 1km | |

参加料

| | | | |
|-------|--------|------------|--------|
| 一般・壮年 | 3,000円 | 高校生 | 1,500円 |
| 中学生 | 1,000円 | 小学生 | 500円 |
| 親子 | 1,500円 | (保険料などを含む) | |

コース
仙元山公園陸上競技場をスタート・ゴールとする市内周回コース(ハーフ、10kmは日本陸上競技連盟公認コース申請中)

参加資格

健康な状態で、出場する部門の該当距離を完走できる男女(高校生以下は保護者の同意が必要です)

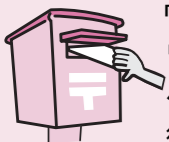
申込期間

12月5日 ~ 平成19年1月25日
コース図、申し込み方法については、大会パンフレットをご覧ください。大会パンフレットは11月下旬に市内各関係機関、施設で配布します

問い合わせ

ふかやシティハーフマラソン実行委員会事務局
(教育委員会スポーツ振興課内) 573-9280

市長への手紙



「市長への手紙」は、市民の皆さんから寄せられた市政へのご意見やご提言を、今後のまちづくりに反映させる制度です。市政に対する建設的なご意見をお待ちしています!

☎ 366-8501 深谷市仲町11-1

深谷市長あて

FAX 574-1300

🌐 <https://www.city.fukaya.saitama.jp/hisyositu/form.html>

住所、氏名、年齢、回答希望の有無、ホームページ掲載の可・不可を明記の上、ご意見をお寄せください

問い合わせ 秘書室広聴係 (574-6631)へ

最優秀賞
おおわしれいな 大鷲伶奈(幡羅小5年)



優秀賞
ひびのかりん 日比野佳琳(上柴西小6年)



防火ポスター入賞作品
深谷市消防本部と深谷市危険物安全協会では、深谷市・寄居町の小学生を対象に「防火ポスター」を募集したところ、336点の優れた作品が寄せられ、審査の結果、市内では最優秀賞1点、優秀賞2点、特選12点、入選53点が選ばれました。

優秀賞
おかだめい 岡田夢以(上柴西小4年)



出産育児一時金の新たな支給制度を創設

《受領委任払制度》

11月1日 から実施

市国民健康保険に加入している被保険者のかたが出産したとき、出産育児一時金(以下「一時金」) 平成18年10月以降の出産については35万円)が申請により支給されます。

市では、これまで出産後に一時金を支給する方法と、出産前に一時金の一部を貸し付ける方法の2つの制度を実施してきました。このたび、市国民健康保険被保険者の福祉の向上を図ることを目的に、新たに「受領委任払」による支給制度を創設し、11月1日 から実施します。

受領委任払とは 一時金を受領する権限を医療機関などに委任し、市が一時金相当額上限35万円)を直接医療機関などへ支払います。このことにより、出産時の経済的負担を軽減することができます

対象者 受領委任払による一時金の支給を希望するかたで、次の条件を満たすかた

妊娠4月(妊娠85日)以上の被保険者
国民健康保険税に滞納がない世帯ほか

申請受け付け 11月1日 から
申請方法 必要事項を記入した申請書と市国民健康保険被保険者証をお持ちになり、直接申請窓口へ
申請書は、保険年金課、保健センター、各総合支所市民環境課、市内関係医療機関の各

扶養親族等申告書は提出しましたか?

今年の提出期限は
12月1日 です

老齢の年金は所得税法上「雑所得」として課税の対象となります。支払う年金から各種控除を行い、残りの額に一定率をかけた額が所得税となります。各種控除を受けるためには、毎年11月上旬に社会保険業務セ

窓口または市ホームページからダウンロードできます

申請窓口と問い合わせ 保険年金課 (574-6641)
岡部市民環境課 (585-2213)、川本市民環境課 (583-2783)、花園市民環境課 (584-1122)へ



ンターから、老齢の年金受給者で年金額が158万円(65歳未満の場合は108万円)以上の人()にお送りしている「扶養親族等申告書」の提出が必要になります。

年齢は平成18年12月31日現在の年齢。また、65歳以上の退職共済年金受給者で老齢基礎年金を受給している場合は、

退職共済年金の年金額が80万円以上の人

②次のかたは課税の対象外となりますので「扶養親族等申告書」は送付されません
・障害年金、遺族年金のみを受けているかた

・老齢年金の支給額が年額158万円(65歳未満は108万円)未満のかた
配偶者や扶養親族がない人でも、この申告書を提出しないと、公的年金等控除や基礎控除が受けられず、税金を多く徴収されてしまいますので、期限までに必ず提出してください

申告書の未提出や提出した申告書に年の途中で変更があったときには、確定申告により税額を精算してください。また、年金の他に給与収入などがあり、諸控除を受けて源泉徴収されているときは、二重に控除は受けられません

問い合わせ 熊谷社会保険事務所 (522-5211)、年金ダイヤル (0570-071165)へ